平成２３年（フ）第５６９号
埼玉県草加市旭町６丁目８番３号　コーポソレイユ103号
債務者　出水　　薫
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６５２号
埼玉県川越市新富町２―12―22、住民票上の住所埼玉県所沢市美原町３丁目2957番地の９所沢美原町パーク・ホームズ203
債務者　百木　直順
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６９９号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保805番地５
債務者　並木　定幸
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７３９号
埼玉県坂戸市大字石井2898番地13　若葉台マンション901
債務者　寺岡　正昭
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５７７号
愛知県豊田市大林町９丁目99番地　アビリオ大林Ｃ号棟906号室、住民票上の住所福岡県北九州市小倉南区上葛原１丁目９番31―503号
債務者　国吉　　実
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９１０号
横浜市港南区野庭町658番地　野庭住宅３棟201号
債務者　佐野　和春
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９１４号
横浜市南区日枝町２丁目64番地　ナイスアーバンスピリット吉野町201号
債務者　近藤　正明
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８５号
静岡県富士市森島551番地　グランディール４Ｄ号、前住所静岡県富士市宮島204番地の36
債務者　高木　一浩
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２６９号
釧路市南大通１丁目２番４号
債務者　松下英樹こと　姜　　英樹
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２９２号
釧路市貝塚１丁目３番24号
債務者　斉藤さおり
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２９４号
釧路市春採７丁目４番15号
債務者　大泉　勝彦
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２９５号
釧路市鳥取北６丁目12番３号
債務者　田村　年和
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２９６号
釧路市鳥取北６丁目12番３号
債務者　田村千代江
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２９７号
釧路市興津３丁目７番29号
債務者　村井　慶二
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２９９号
釧路市大楽毛北１丁目21番13号　マキシム206号室
債務者　澁佐久美子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前９時30分
釧路地方裁判所